

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月22日
【会社名】	株式会社東陽テクニカ
【英訳名】	TOYO Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 高野 俊也
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目1番6号
【電話番号】	03(3279)0771(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 上席執行役員 松井 俊明
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目1番6号
【電話番号】	03(3279)0771(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 上席執行役員 松井 俊明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社東陽テクニカ大阪支店 (大阪府大阪市淀川区宮原一丁目6番1号)

1 【提出理由】

2025年12月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年12月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金39円 840,365,721円

ロ 効力発生日

2025年12月22日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1)取締役は萎縮することなく職務執行を行い、積極的に事業成長を推進することができ、かつ広く人材を確保できるようにする観点から、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、及び社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を定款第31条として新設するものであります。
- (2)監査役に関しましても、取締役の職務執行の監査を行う人材を広く確保する観点から、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を定款第40条として新設するものであります。
- (3)上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、高野俊也氏、木内健雄氏、松井俊明氏、須加深雪氏、依田智樹氏を選任するものであります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度の導入に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社取締役（社外取締役を除く）に対して、持続的な成長、重要な社会問題の解決に向けた取り組みの促進を目的に、非財務指標の目標達成状況等に応じて支給率を変動させる事後交付型の業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）を新たに導入するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件
並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	153,643	188	0	(注)1	可決 99.87
第2号議案 定款一部変更の件	153,402	429	0	(注)2	可決 99.72
第3号議案 取締役5名選任の件					
高野 俊也	147,359	6,472	0		可決 95.79
木内 健雄	153,316	515	0	(注)3	可決 99.66
松井 俊明	153,394	437	0		可決 99.71
須加 深雪	153,333	498	0		可決 99.67
依田 智樹	153,378	453	0		可決 99.70
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬 (パフォーマンス・シェア・ユニット)制度の導入に関する報酬額等及び内容の決定の件	152,907	924	-	(注)1	可決 99.40

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上